

遠隔教育に関する著作権法上の課題におけるこれまでの経緯

内閣府 規制改革推進室

1. 現状の制度と改革の方向性

(1) 現行著作権法における遠隔教育の取扱い

- 現行著作権法では、「遠隔合同授業」(双方の教室に教員と生徒がいる状態で、両教室を ICT で繋いで行う授業)について、対面授業で配布される教材や対面授業で行われる音楽の演奏風景などを遠隔地の教室へ公衆送信する場合、対面の教室における複製と同様、著作権者の許諾は不要(補償も不要)とする例外規定がある(法第35条2項)。
- 一方、平成 27 年 4 月から、高等学校では「同時双方向型の遠隔授業」(配信側(授業を行う教員)と、受信側(授業を受ける生徒)を ICT で繋いで行う授業)が解禁になったが、現行著作権法上、公衆送信について「遠隔合同授業」と同様の例外規定は存在しない。

(2) 著作権法の改正について

- 文部科学省において、現在、著作権法の改正作業を進めており、その中で、学校等の授業における著作物の公衆送信について、現行法上対象となっていない範囲も含め広く著作権者の許諾を不要とし、代わって以下のような考えのもと、「同時双方向型の遠隔授業」を含め、今回新たに例外規定の対象とする公衆送信については補償金の請求権を付与することを予定しているとのこと。
- 技術の発展等を背景に、「対面授業」、「同時双方向型の遠隔授業」、「遠隔合同授業」における著作物の利用はいずれも、権利者に及ぶ不利益は軽微とは言い難く、本来はいずれも補償金請求権の対象とすべき。
- 他方、現在無償で行うことができる「対面授業」、「遠隔合同授業」における著作物の利用を補償金請求権の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねず、法的安定性の観点より、例外的に補償金請求権の対象としない(「同時双方向型の遠隔授業」については、原則どおり対象とする)。

2. 規制改革推進会議・文部科学省及び文化庁の主な意見

＜規制改革推進会議の主な主張＞

- 「遠隔合同授業」と「同時双方向型の遠隔授業」において、著作物の利用形態に差はないのであるから、著作権法上の扱いに差異を設ける合理的な理由はない。また、上記2つの類型の間で制度上の差異を設けてしまうことによって、遠隔教育や ICT の導入を妨げてしまうのではないか。
- 従って、著作権法改正による補償金制度について、「同時双方向型の遠隔授業」は「遠隔合同授業」と同じ扱いとすべき。
- 著作権の観点のみならず、教育政策の観点を含め、遠隔教育を推進する文部科学省

- 全体として、再検討すべきではないか。
- 制度上の差異を、運用で解決する策があるのであれば、それを示して欲しい。それが難しいようであれば、やはり制度上で差異を設けるべきではない。
 - 小学校においてプログラミング教育が 2020 年にスタートする準備段階で、教材の準備や教員の質や量についてどう手当てすべきか議論になっているが、こうしたプログラミング教育などはまさしく遠隔教育でやるべき教育である。(制度上の)差異が生じており、過去がそうだからこれからも差異があり続けるというのは許容できない。それであれば、国家戦略は一体何かという上位概念にもう一回エスカレーションして戻して議論すべき。グローバル競争に勝てる人材育成を推進するにあたり、文科省の覚悟と姿勢を是非はっきりしてほしい。

＜上記主張に対する文部科学省・文化庁の回答＞

- 文化審議会における結論(※)を踏まえた方針は、権利者への適切な対価の還元の必要性と法的安定性への配慮の観点から、権利者のみならず幅広い教育関係者の意見も聴きつつ取りまとめたものであり、制度上の差異を設けることとなとしても、最も望ましいバランスを取ったルールを示したものと考えている。また、著作権法改正後に補償金の包括徴収や過疎地等への配慮といった運用上の工夫をすることにより、現場の混乱は低減できると考える。
※「文化審議会著作権分科会報告書」(平成 29 年 4 月)
- 今回の改正は、教育現場に追加的負担を生じさせず、現在必要な権利処理に係る手続き的負担の大幅な軽減につながるものであり、ICT 活用教育の推進に資するものであると考えている。教育機関では、教育効果と補償金額のバランスを勘案の上、必要と認める場合は利用すると考えられ、補償金が必要であることが直ちに遠隔教育推進の妨げになるものではなく、額の水準や料金体系が適正であるか否かが重要。
- 補償金の額について、その適正性をどう担保していくのかという点については、補償金額の決定は原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みとしつつ、国は、最終的に何らかの形で一定の関与をし得る制度設計にすることを考えている。
- 文部科学省・文化庁としては、上記の仕組みによって教育関係者と権利者の双方にとって適正な金額となるような適切な制度が構築できると考えており、当該仕組みについて、適正な形で運用がなされるよう努めていく。

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日）抜粋

高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決

【平成29年度検討・結論・措置】

学校教育の授業で演奏や資料の使用を行う場合、一般に著作権法（昭和45年法律第48号）上の許諾は不要とされているが、遠隔授業の場合、演奏や資料送信が著作権法上「不特定／多数者への送信」とみなされ、著作権者の許諾が必要とされることがある。現在、「合同授業」（両方の教室に教員と生徒が存在）では、著作権法上の特例措置（第35条第2項）が設けられており、教室での対面授業と同様に、著作権者の許諾が不要とされる（補償も不要）。一方、平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」（配信側には教員のみで生徒はいない）では、著作権法上の措置がとられておらず、著作権者の許諾が原則必要とされており、音楽の授業などの制約要因になっていると考えられる。

したがって、平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。